

## 1 全館専用使用の場合の使用料

(単位：円)

時間区分			使用料					
			A 午前9時から 正午まで	B 正午から午後 3時まで	C 午後3時から 午後5時まで	D 午後5時から 午後7時まで	E 午後7時から 午後9時まで	F 午前9時から 午後9時まで
使用区分 入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツを目的とする使用である場合	高校生以下	970	970	640	860	860	4,300
		一般	1,940	1,940	1,300	1,720	1,720	8,700
	その他の使用である場合		9,730	9,730	6,500	8,650	8,650	43,400
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツを目的とする使用である場合	高校生以下	1,940	1,940	1,290	1,720	1,720	8,700
		一般	5,840	5,840	3,890	5,190	5,190	26,000
	その他の使用である場合	興行に類さないものである場合	29,200	29,200	19,450	25,950	25,950	130,000
		興行に類するものである場合	58,400	58,400	38,900	51,900	51,900	260,000

### 備考

- 1 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、使用料Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、その額の4分の1に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した額とする。
- 2 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、使用料Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、その額の4分の1に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した額とする。
- 3 使用する時間が1時間に満たないときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。